
平成17年度福岡県一般会計補正予算 (第5号)

平成17年度福岡県の一般会計の補正予算（第5号）は，次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,942 ， 435 千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ $1,513,251,967$ 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第1表歳入歳出予算補正」による。
（債務負担行為の補正）
第2条 債務負担行為の追加及び変更は，「第2表債務負担行為補正」による。
（地方債の補正）
第3条 地方債の追加及び変更は，「第3表地方債補正」による。
（繰越明許費の補正）
第4条 繰越明許費の追加及び変更は，「第4表繰越明許費補正」による。



|  |  |  |  | （単位：千円） |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 款 | 項 | 補 正 前 の 額 | 補 正 額 | 計 |
|  |  | 12 産 業 廃 育 物 税 | 391， 844 | $\triangle \quad 89,138$ | 302， 706 |
|  |  | 13 旧 法 に よ 税 | 1， 042 | 210 | 1，252 |
|  | 2 地 方 消 費 税 清 算 金 |  | 90，133， 765 | 609， 860 | 90，743， 625 |
|  |  | 1 地 方 消 費 税 清 算 金 | 90，133， 765 | 609， 860 | 90，743， 625 |
|  | 4 地 方 特 例 交 付 金 |  | 28，001， 136 | 292， 603 | 28，293， 739 |
| ［ |  | 1 地 方 特 例 交 付 金 | 28，001， 136 | 292， 603 | 28，293， 739 |
| 畋 | 5 地 方 交 付 税 |  | 275，553， 601 | 3，478， 769 | 279，032， 370 |
|  |  | 1 地 方 交 付 税 | 275，553， 601 | 3，478， 769 | 279，032， 370 |
|  | 7 分 担 金及 び負 担 金 |  | 11，145， 014 | $\triangle \quad 180,381$ | 10，964，633 |
|  |  | 1 分 担 金 | 1，009， 651 | $\triangle \quad 52,581$ | 957， 070 |
|  |  | 2 負 担 金 | 10，135， 363 | $\triangle \quad 127,800$ | 10，007， 563 |
|  | 8 使 用 料及 び手 数 料 |  | 20，689， 799 | $\triangle \quad 237,652$ | 20，452， 147 |
|  |  | 1 使 用 料 | 11，638， 862 | $\triangle$ 34，547 | 11，604， 315 |
|  |  | 2 手 数 料 | 9，050， 937 | $\triangle \quad 203,105$ | 8，847， 832 |











第 3 表 地 方 債 補 正
（単位：千円）










変 更
（単位：千円）

| 款 | 項 | 補 正 前 |  | 補 正 | 後 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 事 業 名 | 金 額 | 事 業 名 | 金 額 |
| $6 \text { 農 水 産 業 費 }$ | 3 農 地 費 | 県営かんがい排水事業費 | 20，200 | 県営かんがい排水事業費 | 95， 300 |
|  |  | 担い手育成基盤整備事業費 | 135， 340 | 担い手育成基盤整備事業費 | 983， 358 |
|  |  | 県 営農村総合整備事業費 | 105， 000 | 県営農村総合整備事業費 | 259， 430 |
|  |  | 県䔩 ${ }^{\text {営中山間地域農村活性化総合 }}$ 費 | 254， 800 | 県営中山間地域農村活性化総合整 備 事 業 費 | 708， 884 |
|  |  | 県営ため池 等整備事業費 | 54， 540 | 県営ため池等整備事業費 | 543， 642 |
|  |  | 湛 水 防 除 事 業 費 | 105， 000 | 湛 水 防 除 事 業 費 | 163， 014 |
| 8 土 木 費 | $2 \text { 道 }$ | 道路交通安全施設整備費 | 156， 000 | 道路交通安全施設整備 費 | 1，339， 712 |
|  |  | 道 路 改 良 費 | 670， 000 | 道 路 改 良 費 | 2，593， 151 |
|  |  | 第－種 改 良 費 | 67， 000 | 第 一 種 改 良 費 | 267， 630 |
|  |  | 緊急地方道路整備事業費 | 640， 000 | 緊急地方道路整備事業費 | 5，156， 609 |


|  |  | 橋 り よ 隹 補 修 費 | 38，000 | 橋 り よ 補 修 費 | 159， 763 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 3 河川海岸費 | 広 域 河 川 改 修 費 | 98， 000 | 広 域 河 川 改 修 費 | 867， 970 |
|  |  | 都 市 河 川 改 修 費 | 93， 000 | 都 市 河 川 改 修 費 | 734， 576 |
|  |  | 河川 災 害 関 連 事 業 費 | 50，000 | 河川災害 関 連 事 業 費 | 809， 268 |
|  |  | 堰 堤 改 良 費 | 79， 000 | 堰 堤 改 良 費 | 511， 992 |
|  |  | 住宅宅地 関連河川改修費 | 70，000 | 住 宅 宅 地 関連 河川改修費 | 489， 450 |
| 标 |  | 河川激甚災害対策特別緊急事業費 | 137， 000 | 河川激甚災害対策特別緊急事業費 | 1，790， 103 |
|  |  | 床上浸水対策特別緊急事業費 | 193， 000 | 床上浸水対策特別緊急事業費 | 833， 473 |
| 理 |  | 河川災害復旧等関連緊急事業費 | 317， 000 | 河川災害復旧等関連緊急事業費 | 1，944，900 |
| 吅 |  | 河川総合流域防災事業費 | 119，000 | 河川総合流域防災事業費 | 522， 628 |
|  |  | 通 常 砂 防 事 業 費 | 18， 000 | 通 常 砂 防 事 業 費 | 287， 553 |
|  |  | 地すべり対 策 事 業 費 | 29，000 | 地すべり対策 事 業 費 | 63，194 |
|  |  | 急傾斜 地 崩 壊 対 策 事 業 費 | 16，000 | 急傾斜 地 崩 壊 対 策 事 業 費 | 165， 253 |
|  |  | 砂防激甚災害対策特別緊急事業費 | 40，000 | 砂防激甚災害対策特別緊急事業費 | 436， 859 |
|  |  | 砂防総 合 流域防災事業費 | 93， 000 | 砂防総合流域防災事業費 | 899，871 |



平成17年度福岡県財政調整基金特別会計の補正予算（第 1 号）は，次に定めるところによる。 （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,323 千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21，397千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「別表歳入歳出予算補正」による。

平成18年3月13日議決


平成 17 年度福岡県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）

平成17年度福岡県公債管理特別会計の補正予算（第1号）は，次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）
第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ $1,963,016$ 千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 362，679， 179 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「別表歳入歳出予算補正」による。

平成18年3月13日議決




平成 17 年度福岡県災害救助基金特別会計補正予算（第 1 号）

平成17年度福岡県災害救助基金特別会計の補正予算（第 1 号）は，次に定めるところによる。 （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 395， 369 千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 402， 977 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「別表歳人歳出予算補正」による。

平成18年3月13日議決





第2表 地 方 債 補 正
（単位：千円）


平成 17 年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計の補正予算（第 1 号）は，次に定めるところによる。 （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 648,717 千円を減額し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4，719， 127 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「別表歳入歳出予算補正」による。

平成18年3月13日議決


平成 17 年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計の補正予算（第 1 号）は，次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）
第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,912 千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
20， 927 千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「別表歳入歳出予算補正」による。

平成18年 3 月13日議決









| $\stackrel{(0)}{\underset{\sim}{7}}$ |  |  |  |  |  | 前 | （単位：千円） |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 款 | 項 | 事 業 名 | 補 | 正 |  | 補 | 正 | 後 |
|  |  |  |  | 総 額 | 年度 | 年 割 額 | 総 額 | 年 | 年 割 額 |
|  |  |  |  |  | 22 | 28，450，129 |  | 22 | 28，450，129 |
|  |  |  |  |  |  |  | 59，920， 391 | 2 | 156， 221 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 3 | 206， 727 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 4 | 211， 756 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 5 | 320， 369 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 6 | 269， 406 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 7 | 275， 917 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 8 | 250， 183 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 9 | 258， 467 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 10 | 672，886 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 11 | 688， 724 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 12 | 756， 208 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 13 | 771， 781 |
| $\sigma$ |  |  |  |  |  |  |  | 14 | 522，583 |



平成17年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計の補正予算（第 1 号）は，次に定めるところによる。 （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 42,932 千円を減額し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5，506， 361 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第 1 表歳入歳出予算補正」による。
（地方債の補正）
第2条 地方債の変更は，「第2表地方債補正」による。
（繰越明許費）
第3条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費 は，「第3表繰越明許費」による。

平成18年3月13日議決



第2表 地 方 債 補 正

| 的 | 補 正 |  |  | 前 | 補 正 |  | 後 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 的 | 限 度 額 | 起 債 の 方 法 | 利率 | 償 還 の 方 法 | 限 度 額 | 起債の方法 | 利率 | 償 還 の 方 法 |
| 埠 頭 施 設 整 備事 業 費 | 2，196， 000 | 証書借入又は証券発行の方法により政府，銀行その他から起債する。 <br> 証券発行の場合の発行価格は，額面 100円につき90円以上とする。 <br> 発行価格が額面金額を下まわるときは， その発行差額をうめ るため必要な金額を これに加算した額と することができる。 <br> 証券発行時期が適当でないと認められ るときは，この起債 にかわる短期債を起 こすことができる。 <br> 起債時期は平成17年度とする。 <br> ただし，工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成18年度以降に繰 り越すことができる。 | 年 $9.0 \%$以内 | 起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等，元利均等又は満期一括 により償還する。 <br> ただし，融通条件又は財政の都合によ り，繰上償還をなし，償還年限を短縮し又 は借換することがで きる。 <br> この県債にかわる短期債は，適宜期限 を定めてその期限内 にこの起債の収入金 をもって償還する。償還財源は事業収入又は一般財源をも ってこれにあてる。 | 2，166， 000 | 証書借入又は証券発行の方法により政府，銀行その他から起債する。 <br> 証券発行の場合の発行価格は，額面 100円につき90円以上とする。 <br> 発行価格が額面金額を下まわるときは， その発行差額をうめ るため必要な金額を これに加算した額と することができる。 <br> 証券発行時期が適当でないと認められ るときは，この起債 にかわる短期債を起 こすことができる。 <br> 起債時期は平成17年度とする。 <br> ただし，工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成18年度以降に繰 り越すことができる。 | $\begin{array}{r} \text { 年 } 9.0 \% \\ \text { 以内 } \end{array}$ | 起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等，元利均等又は満期一括 により償還する。 <br> ただし，融通条件又は財政の都合によ り，繰上償還をなし，償還年限を短縮し又 は借換することがで きる。 <br> この県債にかわる短期債は，適宜期限 を定めてその期限内 にこの起債の収入金 をもって償還する。 <br> 償還財源は事業収入又は一般財源をも ってこれにあてる。 |

```
第 3 表 繰 越 明 許 費
```

（単位：千円）



## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入
（単位：千円）






|  | 第2表 地 方 債 補 正 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 起 債 の 目 的 | 補 正 |  |  | 前 | 補 正 |  | 後 |  |
|  |  | 限 度 額 | 起 債 の 方 法 | 利率 | 償 還 の方 法 | 限 度 額 | 起債 の 方 法 | 利率 | 償 還 の 方 法 |
|  | 流域下水道事業費 | 3，759， 000 | 証書借入又は証券発行の方法により政府，銀行その他から起債する。 <br> 証券発行の場合の発行価格は，額面 100円につき90円以上とする。 <br> 発行価格が額面金額を下まわるときは， その発行差額をうめ るため必要な金額を これに加算した額と することができる。証券発行時期が適当でないと認められ るときは，この起債 にかわる短期債を起 こすことができる。 <br> 起債時期は平成17年度とする。 <br> ただし，工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成18年度以降に繰 り越すことができる。 | $\begin{array}{r} \text { 年 } 9.0 \% \\ \text { 以内 } \end{array}$ | 起債年度から据置期間を含め 30 年度間以内に元金均等，元利均等又は満期一括 により償還する。 <br> ただし，融通条件又は財政の都合によ り，繰上償還をなし，償還年限を短縮し又 は借換することがで きる。 <br> この県債にかわる短期債は，適宜期限 を定めてその期限内 にこの起債の収入金 をもって償還する。 <br> 償還財源は事業収入又は一般財源をも ってこれにあてる。 | 3，579， 000 | 証書借入又は証券発行の方法により政府，銀行その他から起債する。 <br> 証券発行の場合の発行価格は，額面 100円につき90円以上とする。 <br> 発行価格が額面金額を下まわるときは， その発行差額をうめ るため必要な金額を これに加算した額と することができる。 <br> 証券発行時期が適当でないと認められ るときは，この起債 にかわる短期債を起 こすことができる。 <br> 起債時期は平成17年度とする。 <br> ただし，工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成18年度以降に繰 り越すことができる。 | $\begin{array}{r} \text { 年 } 9.0 \% \\ \text { 以内 } \end{array}$ | 起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等，元利均等又は満期—括 により償還する。 <br> ただし，融通条件又は財政の都合によ り，繰上償還をなし，償還年限を短縮し又 は借換することがで きる。 <br> この県債にかわる短期債は，適宜期限 を定めてその期限内 にこの起債の収入金 をもって償還する。 <br> 償還財源は事業収入又は一般財源をも ってこれにあてる。 |
| 建 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |






## 平成 17 年度福岡県病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）
第1条 平成17年度福岡県病院事業会計の補正予算（第1号）は，次に定めるところによる。
（収益的収入及び支出）
第 2 条 平成 17 年度福岡県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次 のとおり補正する。
（科
目）
（既決予定額）（補正予定額）
（計）
収
入

| $7,643,941$ 千円 | $\triangle$ | 35,840 千円 | $7,608,101$ 千円 |
| ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| $1,499,524$ 千円 | $\triangle$ | 68 千円 | $1,499,456$ 千円 |
| 702,963 千円 | $\triangle$ | 35,772 千円 | 667,191 千円 |

## 第1款 病 院 事 業 費

第1項 医 業 費 用
第2項 医 業 外 費 用
8，970，168千円
7，633，540千円
309， 913 千円
$\triangle 35,875$ 千円
8，934，293千円
$\triangle 39$ ， 200 千円
7，594，340千円
3，325千円
313，238千円
（資本的収入及び支出）
第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。
（科
目）
（既決予定額）
（補正予定額）

収
入
第1款 資 本 的 収入
第2項 他会計からの長期借入金
第4項 補
助
金
855， 944 千円

175，246千円
1，031，190千円
165，148千円
$\triangle 4,754$ 千円 160，394千円

0 千円
180，000千円
180，000千円
支
出

| 855,944 千円 |  | 175,246 千円 | $1,031,190$ 千円 |
| :---: | :---: | ---: | ---: |
| 719,191 千円 |  | 185,260 千円 | 904,451 千円 |
| 82,786 千円 | $\triangle$ | 7,966 千円 | 74,820 千円 |
| 10,965 千円 | $\triangle$ | 2,048 千円 | 8,917 千円 |

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）
第4条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。
（科 目）
（1）職員給与費
（他会計からの補助金）
第 5 条 予算第 8 条中「 344,577 千円」を「 308 ， 805 千円」に改める。
平成 18 年 3 月 13 日議決

平成17年度福岡県工業用地造成事業会計補正予算（第1号）
（総 則）
第1条 平成17年度福岡県工業用地造成事業会計の補正予算（第1号）は，次に定めるところによる。
（収益的収入及び支出）
第 2 条 平成 17 年度福岡県工業用地造成事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正す る。
（科 目）
（既決予定額）
（補正予定額）
（計）
収 入
第1款 造成事業収益
第2項 営 業 収 益

| 856 千円 | 48,000 千円 |
| ---: | ---: |
| 0 千円 | 48,000 千円 |

48，856千円

支
出
153，394千円
70，606千円
224，000千円
第 1 款 造 成 事 業 費
第1項 営 業 費 用
153，369千円
70，606千円
223，975千円

平成18年3月13日議決
福岡県知事 麻 生 渡


